

国立市下水道事業経営戦略



国立市都市整備部下水道課

令和3（2021）年3月



目 次

I 経営戦略策定について

- 1 経営戦略策定の趣旨…………… 1
- 2 経営戦略の位置付け…………… 2
- 3 計画期間…………… 2

II 事業の現状

- 1 下水道整備状況と今後の整備人口の推移…………… 3
- 2 経営状況…………… 5

III 支出に関すること

- 1 建設に関すること…………… 9
- 2 維持管理に関すること…………… 13

IV 収入に関すること

- 1 使用料収入の推移と推計…………… 14
- 2 類似団体との比較…………… 15

V 経営の基本方針

- 1 経費回収率の維持向上…………… 16
- 2 健全な財政…………… 16

VI 財政収支見通し

- 1 収益的支出・経費回収率…………… 17
- 2 企業債残高・企業債償還金対使用料収益比率…………… 18
- 3 使用料単価・汚水処理原価…………… 18

VII 下水道事業の課題

- 1 下水道施設の適正な管理…………… 19
- 2 経営の安定性の確保…………… 19
- 3 財源の確保…………… 19

VIII 財政健全化に向けた取組

- 1 投資に関する取組 20
- 2 財源に関する取組 20

IX 計画の事後検証

..... 20

1 経営戦略策定の趣旨

下水道事業は、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインの一つです。

本市の下水道事業は、生活環境の改善及び水洗化、多摩川の水質改善、汚水・雨水を一体に整備することによる浸水被害の軽減等を目的に整備を行ってきました。1994（平成6）年度には下水道普及率が100%となり、市全域で水洗化（下水道への接続）が可能となっています。市民生活はより快適になり、公衆衛生の向上、生活環境の改善、さらには浸水対策など都市の健全な発達、公共用水域の水質保全、持続可能な社会の形成に貢献してきています。

しかし、人口減少社会への適応や既存施設の老朽化対策、厳しい財政状況に加え、地球温暖化の進行、異常気象の頻発など、下水道事業を取り巻く環境も大きく変化してきています。本市の人口は微増しており、使用料収入も安定していますが、施設の老朽化対策等に伴う支出等が懸念されています。

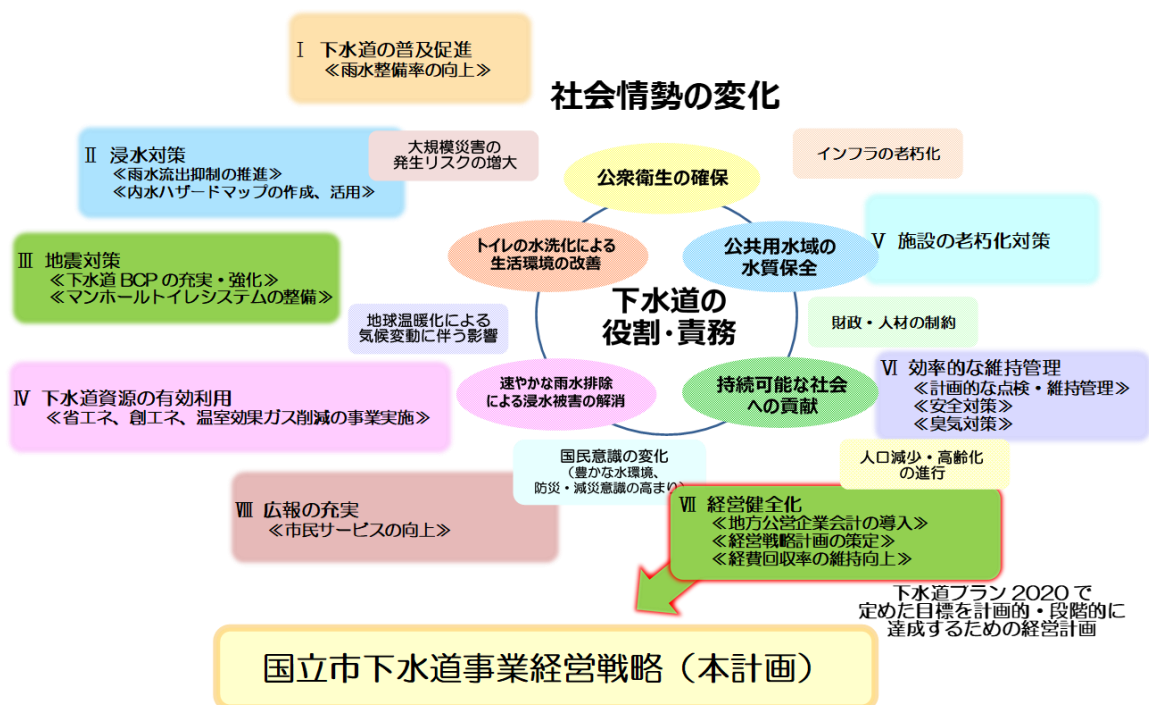
このような状況を踏まえ、本市では、2020（令和2）年3月に、下水道事業の目指すべき方向性を明らかにし、下水道事業として取り組むべき課題に対する施策等を示した「国立市下水道プラン2020」を策定し公表しています。

同プランに掲げる施策等をより実効性のあるものとするため、中長期的な経営の基本計画である「国立市下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定するものです。

2 経営戦略の位置付け

総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）が示され、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むために経営戦略を策定することが要請されました。

経営戦略は、施設・設備の投資の見通しである「投資試算」と財源の見通しである「財源試算」を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収入と支出が均衡するような形で投資・財政計画を策定することが求められています。本経営戦略の策定に当たっては、これらの経営戦略の基本的な考え方を踏まえるとともに、「国立市総合基本計画（第5期基本構想・第2次基本計画）」や「国立市下水道プラン 2020」等、既存の計画との整合を図るものとします。



3 計画期間

計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。

計画期間中は、事業の進捗状況の点検・評価を毎年行っています。

1 下水道整備状況と今後の整備人口の推移

(1) 下水道整備状況

国立市は、多摩川流域下水道区域（東京都北多摩二号水再生センターで処理）780ha、立川市公共下水道（錦町下水処理場で処理）へ流している青柳地区（緑川で分断され流域下水道に直接流入が困難な区域）12.4ha を合わせた市街化区域全域 792.4ha を下水道計画区域としています。696.74ha が合流式^{※1}下水道、95.66ha が分流式^{※2}下水道による整備を実施しています。

※1 合流式（ごうりゅうしき）・・・汚水と雨水をいっしょの合流管に集めて流す方式。

※2 分流式（ぶんりゅうしき）・・・汚水は汚水管、雨水は雨水管、それぞれ別々の管きよで流す方式。

(2) 下水道普及率

下水道普及率は、1994（平成 6）年度に 100%に達しています。

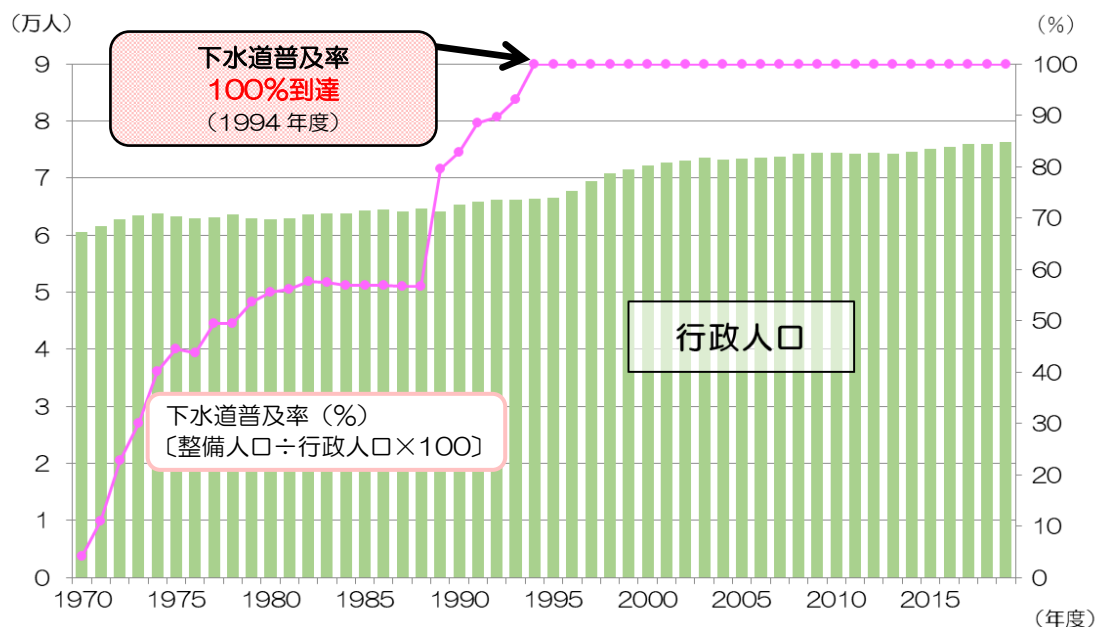
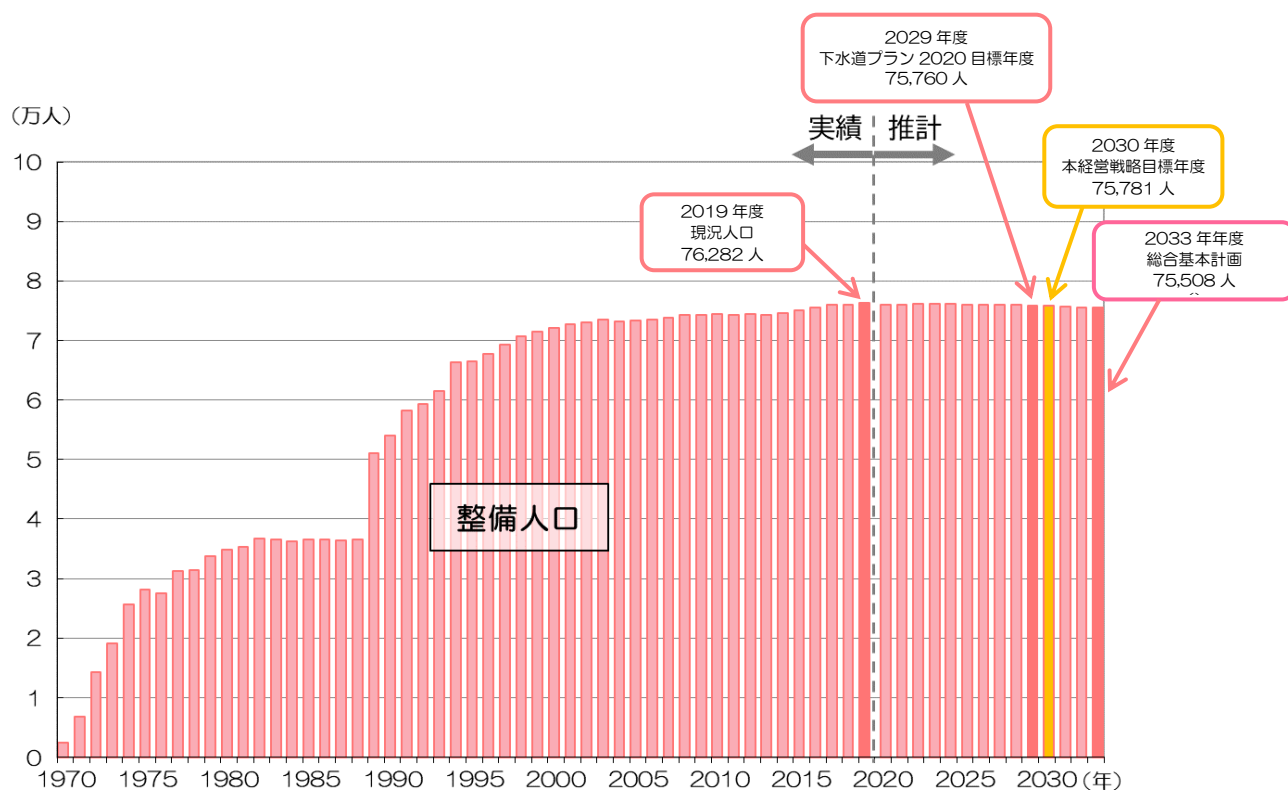


図 行政人口と下水道普及率の推移

(3) 整備人口の推移

国立市は 1994(平成 6)年度に面整備が完了しているため、「行政人口＝整備人口」と考えられます。下水道プラン 2020 では総合基本計画の 2033(令和 15)年 1 月 1 日 75,508 人をもとに、2029(令和 11)年度の整備人口を 75,760 人としています。経営戦略では、計画年度である 2030(令和 12)年度末の整備人口を 75,781 人と設定します。



※2019(令和元)年度までは各年の年度末の実績値を使用、2020(令和2)年度以降は各年 1 月 1 日現在の推計値を使用。

※総合基本計画(見直し値)は住民基本台帳人口に基づく市独自の人口推計値より。

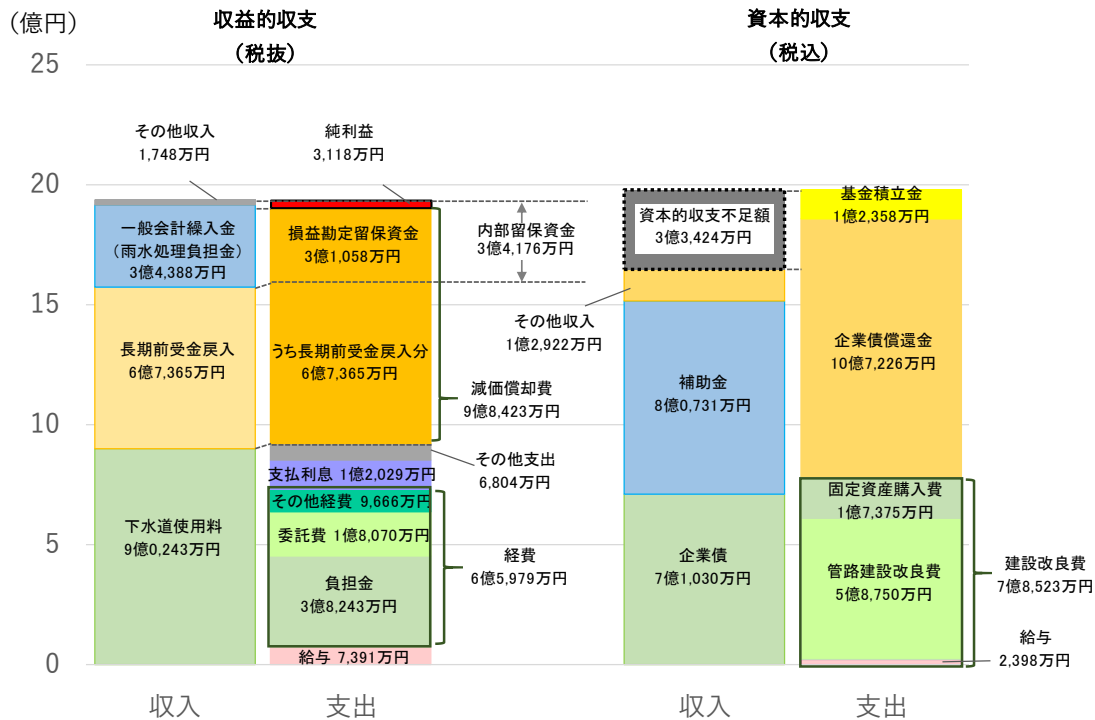
※下水道プラン 2020 の目標年度(2029(令和 11)年度末)の人口は 2030(令和 12)年と 2031(令和 13)年、本経営戦略目標年度(2030(令和 12)年度末)の人口は 2031(令和 13)年と 2032(令和 14)年の総合基本計画の推計値から換算した。

図 整備人口の推移

2 経営状況

(1) 財政収支

国立市下水道事業は、2020（令和2）年度に地方公営企業へ移行しています。国立市の財政収支について令和2年度予算値（1号補正後）でみてみましょう。



収益的収入	19億3,744万円	資本的収入	16億4,683万円
収益的支出	19億0,626万円	資本的支出	19億8,107万円
純利益	3,118万円	収入不足額	▲3億3,424万円

減価償却費	9億8,423万円		
長期前受金戻入	6億7,365万円		
純利益	3,118万円		
内部留保資金	3億4,176万円		

▲はマイナス値を示しています

図 財政収支内訳

- ※1 下水道使用料（げすいどうしやうりょう）・・・下水道の維持管理費等をまかなうため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する料金のこと。水量に応じて徴収される。
- ※2 一般会計繰入金（いっぱんかいけいけいりいれきん）・・・一般会計（基本的な行政サービスを行うための会計）から特別会計（特定の目的のための会計）へ会計相互間で支出されるお金のこと。
- ※3 企業債（きぎやうさい）・・・下水道施設の建設にあたって借入れる企業債（借入金）のこと。
- ※4 損益勘定留保資金（そんえきかんじやうりゆうほしきん）・・・資本的収支の補填財源の一つであり、現金の支出を必要としない費用（減価償却費）から、現金を伴わない収入（長期前受金戻入）を差し引いた金額の計上により事業体内部に留保されるお金のこと。

【収益的収支】

収益的収支は、下水道の維持管理に関わる収支のことです。下水道は原則、汚水私費雨水公費でまかなうものとしています。よって、下水道使用料は污水处理費に、雨水処理費は税金でまかなわれています。

収益的収入は約 19.4 億円となっており、下水道使用料は約 9.0 億円、雨水処理費のための一般会計繰入金（税金）は約 3.4 億円となりました。

収益的支出は約 19.1 億円となり、約 0.3 億円の純利益（収益的収入と収益的支出の差）がありました。支出のうち、大きい割合を占めるのは減価償却費約 9.8 億円、処理場の負担金を含む経費（維持管理費）約 6.6 億円です。ただし、現金を伴わない費用である減価償却費約 9.8 億円から、現金を伴わない収入である長期前受金戻入約 6.7 億円を差し引き、純利益を足した分が内部留保資金 3.4 億円として蓄積されます。

【資本的収支】

資本的収支は、下水道施設の建設や改良にかかる収支のことです。建設改良費やこれまで借入れた企業債の返済費、基金積立金の総費用は約 19.8 億円です。これに対し、企業債の借入れと国や都からの補助金に収入などの総収入は約 16.5 億円となっています。ここで、約 3.3 億円の不足額が発生しますが、その補填に損益勘定留保資金と純利益の一部が使われます。

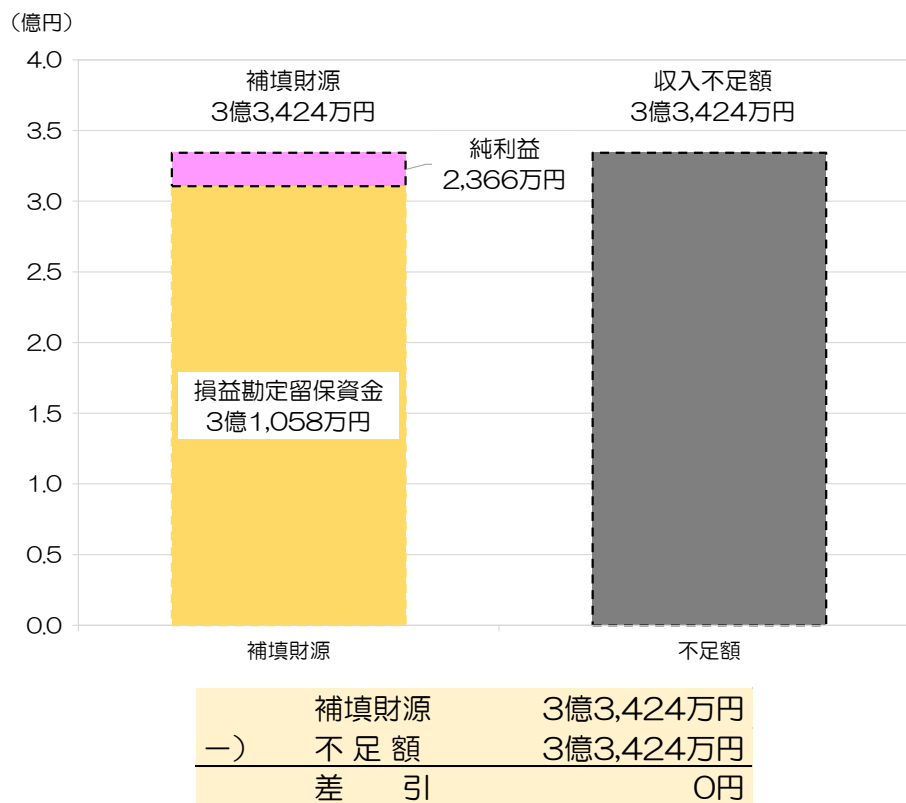


図 補填財源と不足額の内訳

(2) 地方債償還の推移

管きょ、ポンプ場、処理場の建設費用に充てた地方債償還（元金・利息）は、財政上の負担となっている状況ですが、ピークが過ぎたことから今後は徐々に減少する見込みとなっています。

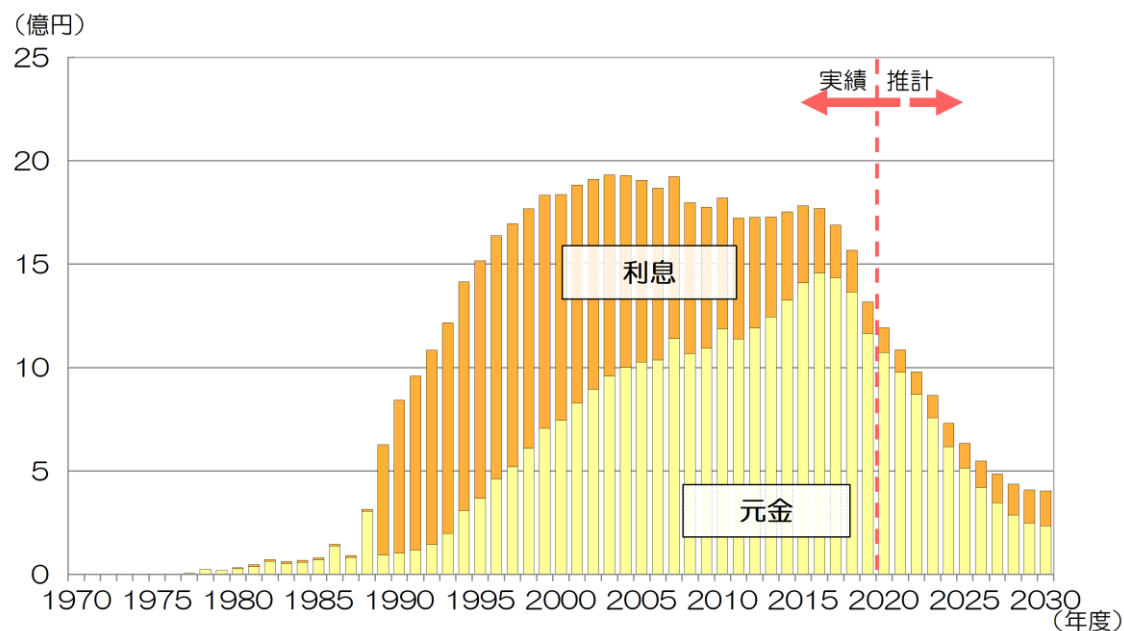


図 地方債償還（元金・利息）の推移

(3) 汚水雨水処理費

2020（令和2）年度の1号補正予算において、特別損失を除く収益的支出は18億5,626万円となっており、そのほとんどを経費と減価償却費が占めています。

収益的支出には、汚水処理費の他に雨水処理費が含まれています。2020（令和2）年度1号補正予算より各予算項目における汚水処理費・雨水処理費の内訳を確認しました。下水道費用負担のしくみから、使用料収入でまかなうべき経費は汚水処理費であることから、収益的支出のうち約68%（7億9,832万円）をまかなえる使用料収入があれば良いとされます。本市の使用料収入は9億243万円と汚水処理費を上回っているため、良好な状態といえます。

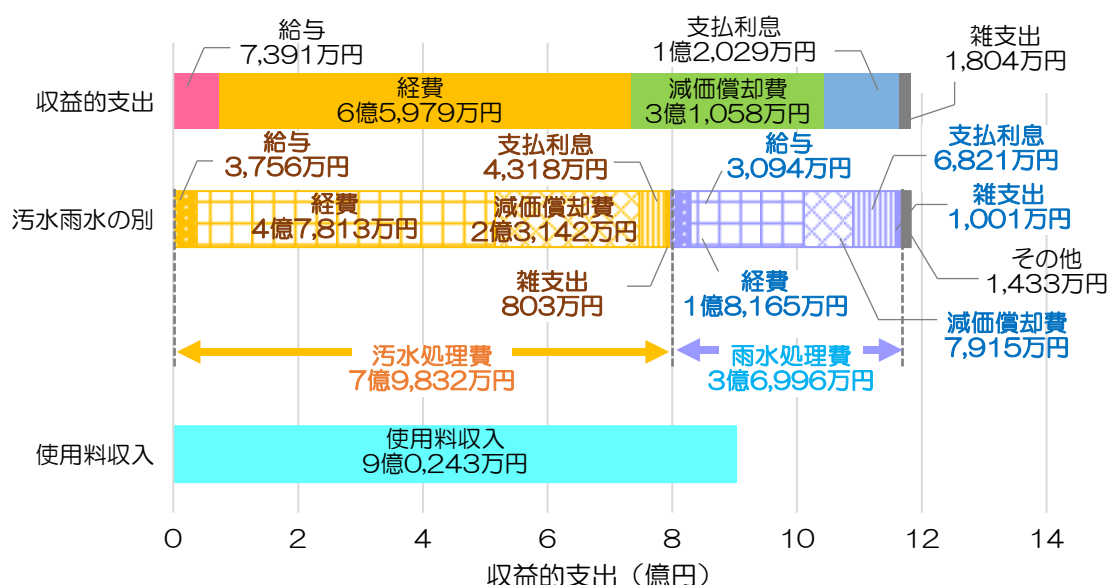


図 2020（令和2）年度収益的支出内訳（補正予算後）と使用料収入

下水道費用負担のしくみ

下水道が担う役割には、生活排水を処理する「汚水の処理」と、浸水から都市を守る「雨水の排除」などがあります。汚水は原因者が特定できるため、原因者の下水道使用料（私費）で汚水処理に係る費用を負担します。雨水は自然現象であり、排除により社会全体が便益を受けることから、税金（公費）で雨水排除に係る費用を負担します。下水道事業においては、このような費用負担の考え方がとられています。



（出典：東京都下水道局 HP）

Ⅲ

支出に関すること

1 建設に関すること

(1) 建設にかかわる費用の推移と推計

国立市は流域下水道関連公共下水道であり、管きょ、ポンプ場は国立市で建設し、汚水処理は東京都北多摩二号水再生センターで行っています。処理場の建設・改良に要する費用は、流域下水道建設負担金として都に支払っています。

1971（昭和 46）年に管きょの建設に着手し、平成初期までは管きょの面整備に係る建設費が嵩んでいましたが、それ以降は年 3～5 億円の建設費で推移しています。

今後は、老朽化施設の改築需要が増大してくることから、維持管理による施設の長寿命化、更新需要の平準化などの施策に計画的に取り組んでいます。2020（令和 2）年度以降管きょ、ポンプ場の建設費に改築費用を見込んでいます。

雨水については、合流式区域は汚水・雨水同一管きょのため整備が完了しています。分流式区域 95.66ha については、整備を進めていくこととしています。

内訳については（2）～（4）のとおりです。

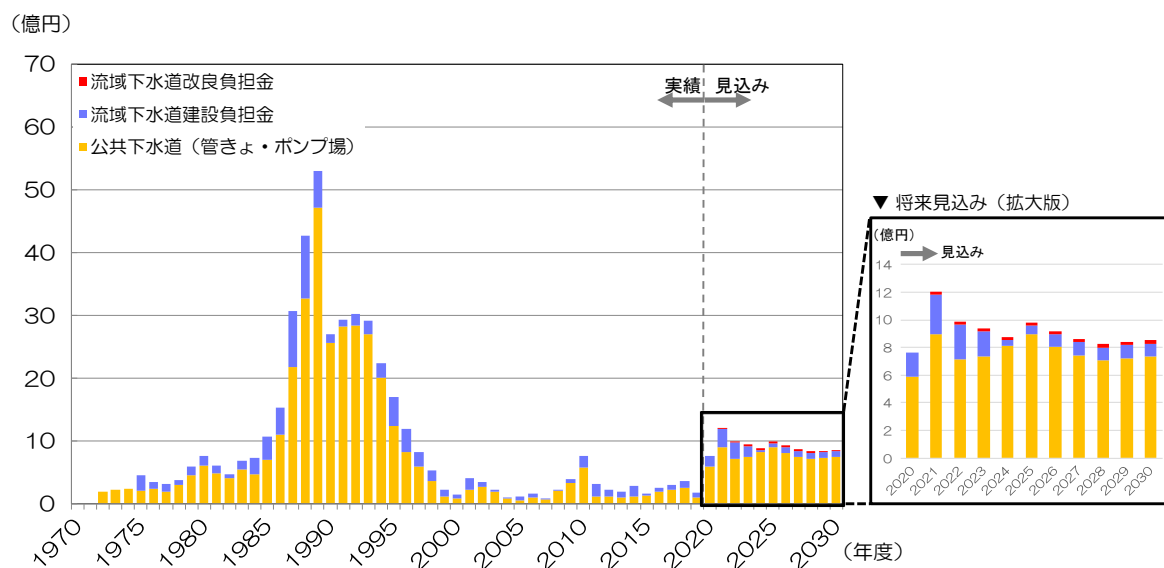


図 下水道建設費の推移

(2) 管きょ、ポンプ場

■ 管きょ施設

50年を経過した管路施設から、計画的に施設の点検調査を行い、速やかに改築が必要と判断された施設について改築することとしています。経営戦略では管きょ施設の点検調査、改築工事の事業費として2030（令和12）年度までに約63.3億円を見込んでいます。

管きょ施設の工事内容は、本管の管更生・布設替え、マンホールふたの交換・修繕、マンホール本体の更生・布設替え・修繕を見込んでいます。

2021（令和3）～2023（令和5）年度は、本管の更生を中心に事業を実施予定ですが、2025（令和7）年度以降はマンホールふたの交換も積極的に実施していく予定です。また、定期的に計画の見直しを行い、常に現況に則した適切な工事の実施に努めます。

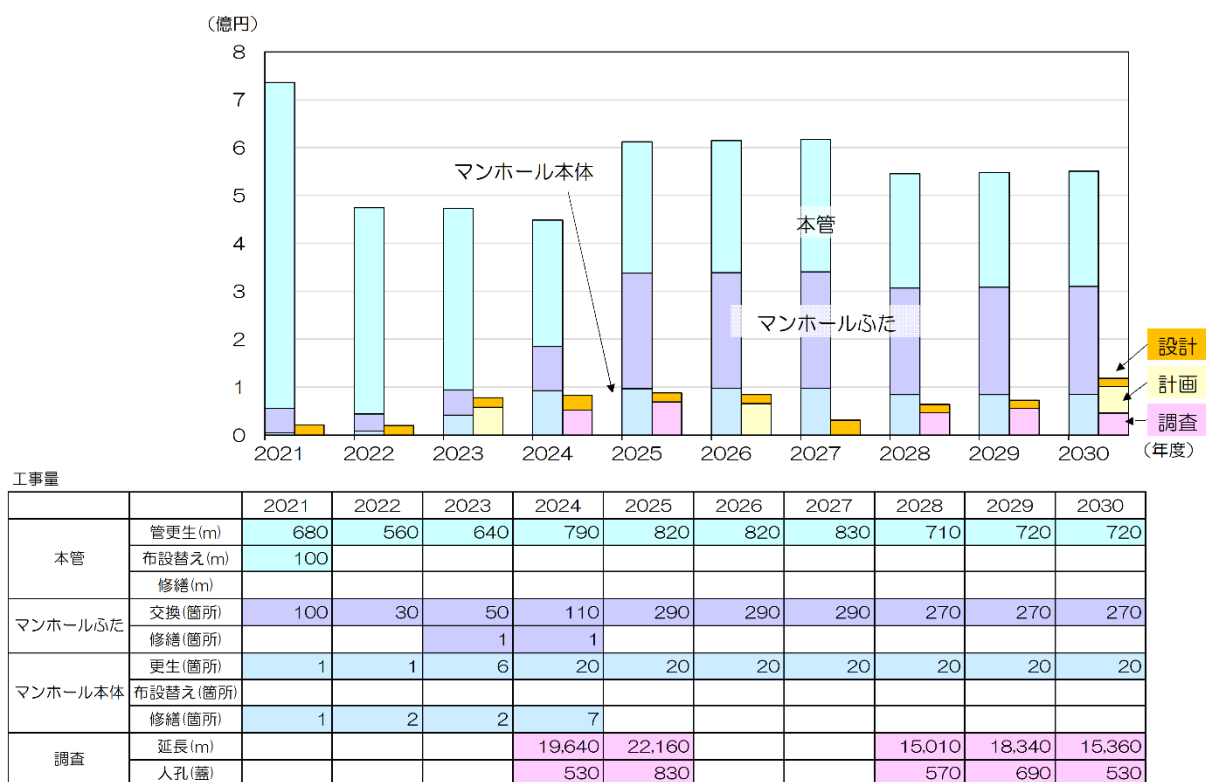


図 管路施設における工事量の推移

■ 南部中継ポンプ場

南部中継ポンプ場は、地形上、自然流下により流域の管きょに接続できない地域を集水後、ポンプにより揚水するために設置されています。1989（平成元）年度に稼働し、約30年が経過しているため、老朽化が進んでおり、ポンプ等の機械設備や電気設備の改築が必要となっています。経営戦略では、ポンプ場の改築工事の事業費として2030（令和12）年度までに約4.8億円を見込んでいます。

(3) 処理場費用

処理場の建設・改良に要する費用は、流域下水道建設負担金として都に支払っています。都では利益剰余金の枯渇を避けるため、利益剰余金から充当していた改良費分を、2021（令和3）年度から流域下水道改良負担金として市町村に負担するよう見直しを行っています。このことから、国立市でも2021（令和3）年度から流域下水道改良負担金を見込んでいます。2023（令和5）年度までは、青柳処理区を含む立川市下水処理場が流域下水道へ接続するための管きょ築造のため、流域下水道建設負担金が年2億円を超過していますが、2024（令和6）年度以降は建設負担金、改良負担金を合わせて年1億円前後となります。

2030（令和12）年度までに流域下水道建設負担金約12.8億円、流域下水道改良負担金約2.4億円を見込んでいます。

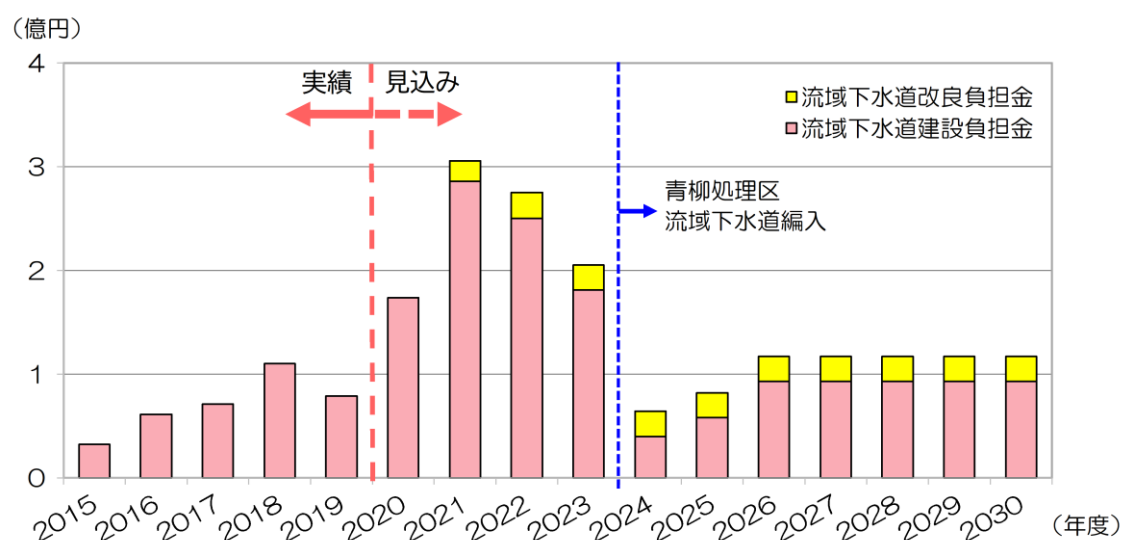


図 流域下水道負担金

（４）雨水整備費用

国立市では、合流区域の雨水整備は汚水・雨水同一管きよのため完了しています。市南部にある分流区域の雨水整備は 1987（昭和 62）年度から進められ、2019（令和元）年度末現在で 54.15ha の整備が完了し、分流区域 95.66ha に対して 56.6%の雨水整備率※となっています。

下水道プラン 2020 では、2029（令和 11）年度までに 68.0%の整備率とする目標に掲げています。雨水管きよが未整備となっている南部地域の分流区域の雨水整備を推進していくため、2029（令和 11）年度までに約 4.7 億円の事業費を見込んでいます。

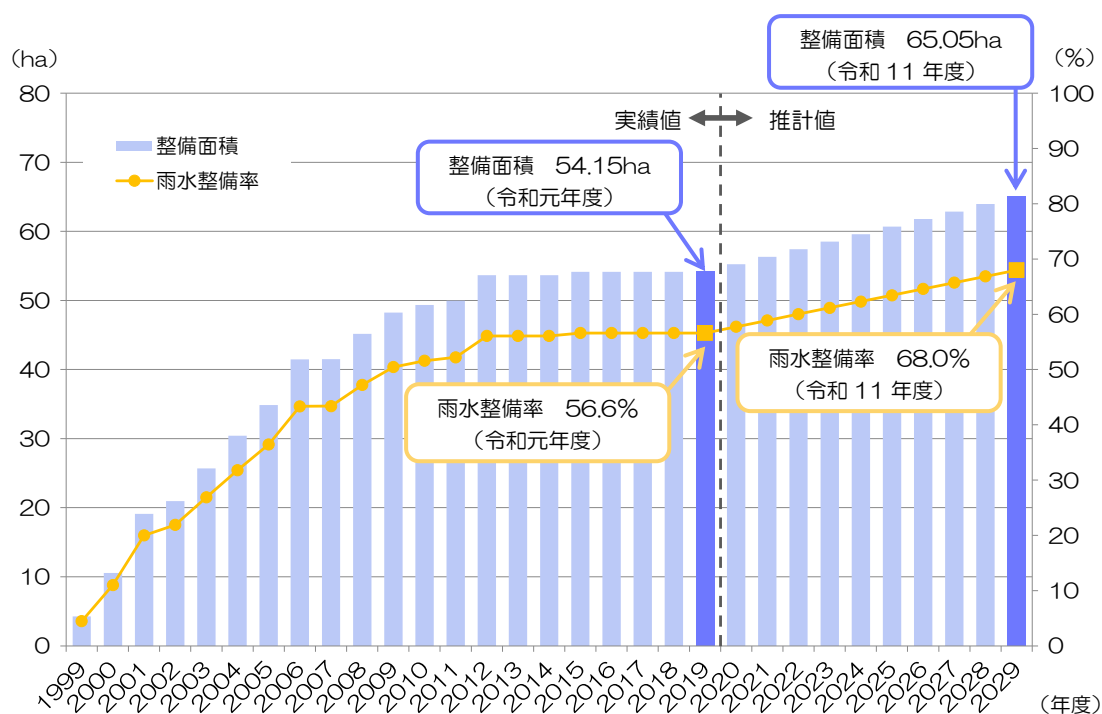


図 雨水整備の推移

※ 雨水整備率（うすいせいびりつ）・・・分流区域面積に対する雨水整備面積の割合のこと。
 [雨水整備率(%)=雨水整備面積÷分流区域面積×100]

2 維持管理に関すること

国立市では、処理場の維持管理費は流域下水道維持管理負担金として都に支払っています。この負担金は、処理水量 1 m³ 当り単価税抜 35.18 円に国立市から流下する処理水量を乗じた支払額となります。2025（令和 7）年度まではこの単価を維持するとしています。

2023（令和 5）年度までは青柳処理区が立川市の処理場で処理を行っているため、管きょ費負担金として立川市へ維持管理費を支払っています。2024（令和 6）年度以降は、流域下水道へ編入予定であるため、青柳処理区についても流域下水道維持管理負担金となります。総係費負担金には、雨水浸透ます設置助成金などが含まれます。

管きょ、ポンプ場施設の維持管理費の内訳は、各種計画委託料、工事費、修繕費、材料費等となります。

維持管理費は年間約 6 億円前後で推移する見通しです。

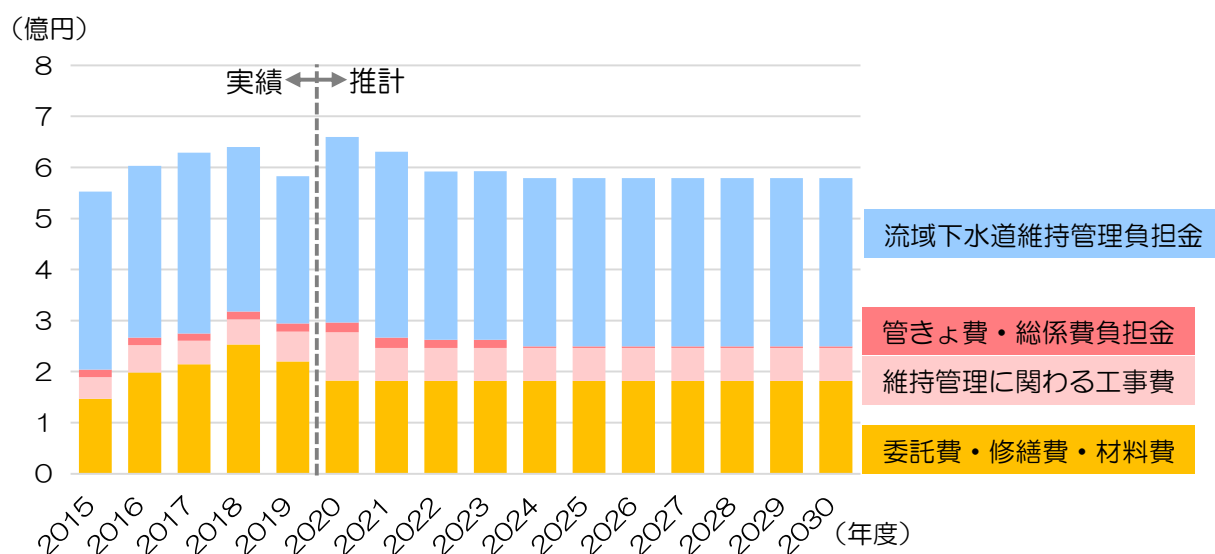


図 維持管理費用の推移

IV

収入に関すること

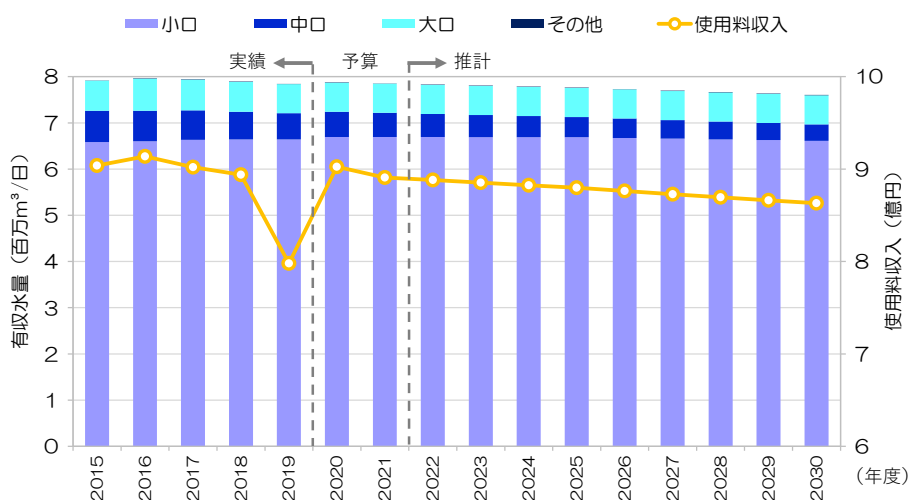
1 使用料収入の推移と推計

下水道使用料は、下水道を使用している一般家庭（小口）、事業者（中口）、工場等（大口）の方々に2か月に1度水道料金と合わせてお支払いをいただいています。将来の使用料収入は現行の下水道料金表、下水道利用者数の予測値、将来有収水量の予測値を使用して算出しています。

国立市の使用料収入の実績は、近年約9億円前後で推移しています。しかし、使用量別にみると、中口（51～500㎥/月）は実績において年々件数が減少していることに加え、店舗や事業所の使用者が多いため、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響があることも予想されます。また、【東京都統計（区市町村別総世帯数）】のデータを基に算出した、小口である一般家庭についても、緩やかに世帯数が減少することが予想されます。地方公営企業である下水道事業は、使用料収入を主な財源とし、独立採算で経営を行っています。

表 下水道料金表および利用者区分

(月あたり)			使用水量による利用者区分		
種別	排出量	現行使用料	小口	一般家庭	～10m ³
一般汚水	基本料金 20m ³ まで	1,080円			11～20m ³
	11m ³ ～ 20m ³	1m ³ につき 110円	中口	事業者	21～50m ³
	21m ³ ～ 50m ³	1m ³ につき 150円			51～100m ³
	51m ³ ～ 100m ³	1m ³ につき 180円			101～200m ³
	101m ³ ～ 200m ³	1m ³ につき 215円			201～500m ³
	201m ³ ～ 500m ³	1m ³ につき 255円	大口	工場等	501～1000m ³
	501m ³ ～ 1,000m ³	1m ³ につき 295円			1001m ³ 以上
	1,001m ³ 以上	1m ³ につき 335円			
浴場汚水 (公衆浴場)		1m ³ につき 24円			



※2019（令和元）年度は、企業会計化に伴う打ち切り決算のため使用料収入が減少しています。

図 有収水量と使用料収入

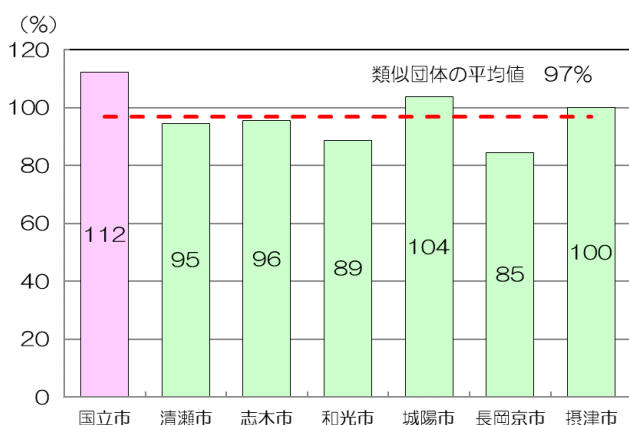
2 類似団体との比較

国立市は2020（令和2）年度より地方公営企業へ移行しています。近隣市も移行中であるため、今回の類似団体との比較は全国で規模が類似している地方公営企業先行適用団体である清瀬市（東京都）・志木市（埼玉県）・和光市（埼玉県）・城陽市（京都府）・長岡京市（京都府）・摂津市（大阪府）としています。経営戦略の指標については、毎年公表していくことから近隣市のデータが整った年度より、比較団体の変更を行います。

経費回収率、使用料単価及び人口一人当たりの地方債残高について、類似団体との比較を行います。

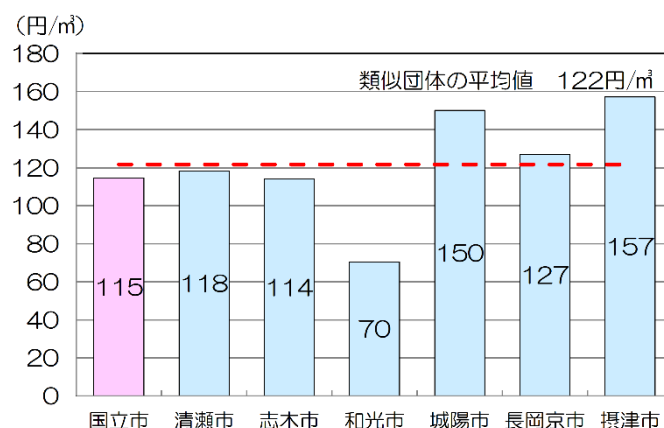
【経費回収率】

平均値よりも高く汚水費用が十分使用料でまかなえていることを示しています。



【使用料単価】

1 m³当りの使用単価は平均値より安価であることがわかります。



【人口一人当たりの地方債残高】

平均値よりも残高が少なく、健全な経営状況であることがわかります。

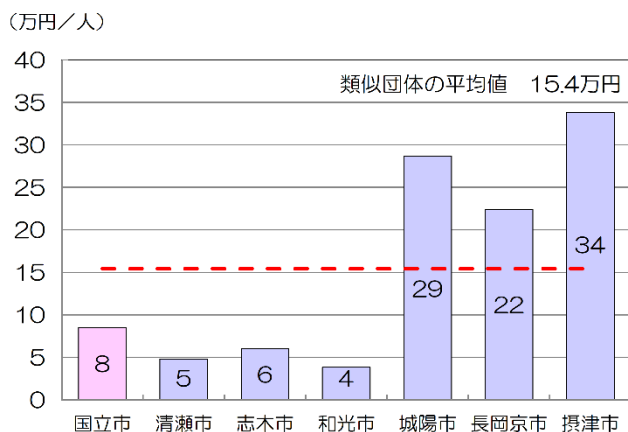


図 類似団体との経営状況の比較

※類似団体のデータは2018（平成30）年度値、国立市データは令和2年度予算値（補正後）

1 経費回収率の維持向上に努める

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費（汚水処理費）をどの程度使用料でまかなえているかを表す指標です。国立市下水道事業は 2020（令和 2）年度に地方公営企業へ移行し、経費回収率は良好といえる 100%以上の水準です。今後も経費回収率が 100%以上を維持できるよう健全な経営を行っていきます。

2 健全な財政の確保

（1）一般会計からの繰入れの抑制に努める

本市では収益的収支に係る繰入金、資本的収支に係る繰入金として、一般会計により下水道事業に補助を行ってききましたが、今後は経営健全化のため収益的収支のうち汚水処理費に関する費用については、2021（令和 3）年度以降繰入れを行わない方針とします。資本的収支に係る繰入金については、下水道事業における資本費に対する繰出基準について（平成 26 年 4 月 1 日付総財公第 51 号総務副大臣通知）に準じ、雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費について継続して行っていくものとします。

（2）資本費平準化債の借入れを行わないことを基本とする

資本費平準化債は、整備した施設の元金償還金を耐用年数で平準化し、世代間の負担の公平を図るために借入れするものです。本市においては、2020（令和 2）年度までは資本費平準化債の借入れを行っていましたが、今後は借入れを行わなくとも経費回収率が 100%以上となるよう施設の改築更新事業について、ストックマネジメント計画により事業の平準化を図っていきます。

（3）使用料の改定を行わないことを基本とする

国立市下水道事業は 1994（平成 6）年度に普及率 100%を達成して以来、25 年以上が経過し事業として成熟しています。さらに、使用料収入を算出する際、あえて将来人口が減少傾向で推移する予測となっている『東京都統計』を使用しており、厳しい条件設定においても使用料収入は微減程度に収まっていることから、本計画において使用料の値上げは実施しない方針とします。

また、事業費に対する補助の動向が不透明である点、発災時や有事の際に迅速な復旧を行うための財源確保が必要な点から、使用料の値下げも実施しない方針とします。

今後 10 年間の財政収支見通しについて、シミュレーションを行い、その結果について財政指標を用いて整理を行いました。

1 収益的収支・経費回収率

下水道事業に係る費用については、その公共的役割と私的役割を考慮した「雨水公費・汚水私費」の考え方にに基づき、基本的に雨水に係る費用は公費で、汚水に係る費用（汚水処理費）は下水道の受益者である使用者からの下水道使用料で負担することとなっています。経費回収率※¹は、下水道使用料で回収すべき経費（汚水処理費）をどの程度使用料でまかなえているかを表す指標です。

収益的収支は、汚水の維持管理費について、一般会計からの繰入れを行わない条件でも、全ての年度で収入が支出を上回り、収支のバランスが取れた良好な財政状況が保たれる見通しです。

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入でまかなえているかを示しており、使用料水準等を評価するための指標であり 100%以上であることが理想とされています。国立市における経費回収率は、2020（令和 2）年度に企業会計化を図ったことにより、常に 100%以上で推移する見通しです。2019（令和元）年度における経費回収率が 95%であったことから、経費回収率の向上が実現できる見通しです※²。

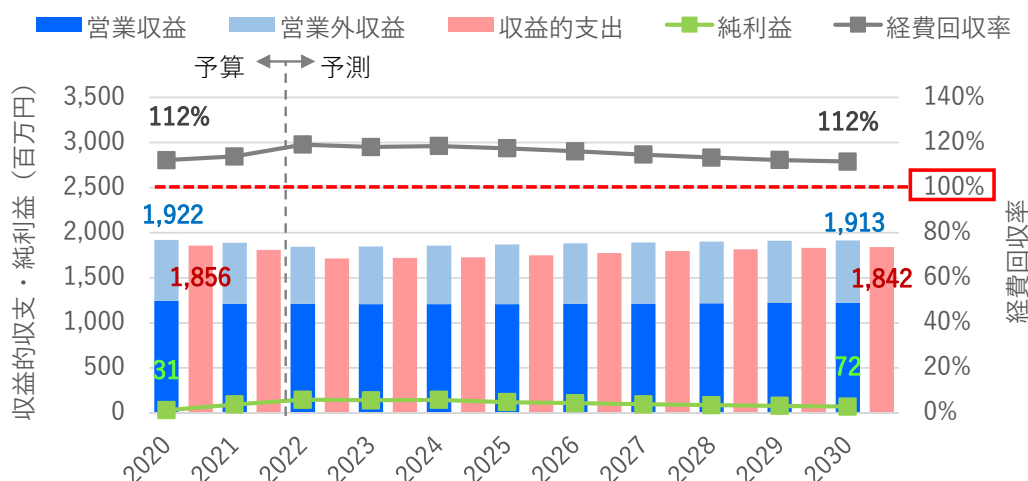


図 収益的収支・経費回収率の推移

※¹ 経費回収率（けいひかいしゅうりつ）・・・算出式〔経費回収率(%)＝使用料収入÷汚水処理費×100〕

※² 令和 2 年度以降は公営企業会計に移行し、経費回収率に係る汚水処理費の算出方法が異なるため、令和元年度から令和 2 年度にかけて経費回収率が上昇しています。

2 企業債残高・企業債償還金対使用料収益比率

企業債残高は、過年度から減少傾向で推移し、2020（令和 2）年度以降横ばい傾向を示した後、2025（令和 7）年度以降微増で推移する見通しです。施設建設時に行った多額の起債に関する償還が完了し、維持管理の時代へ移行したため、企業債残高は安定する見通しとなります。

企業債償還金対使用料収益比率は、企業債発行額が事業規模に対して適正かを示す指標であり、低いほど良いとされています。2022（令和 4）年度には 100%を下回り、収益の全てを企業債償還に充てる状況を脱する見通しです。

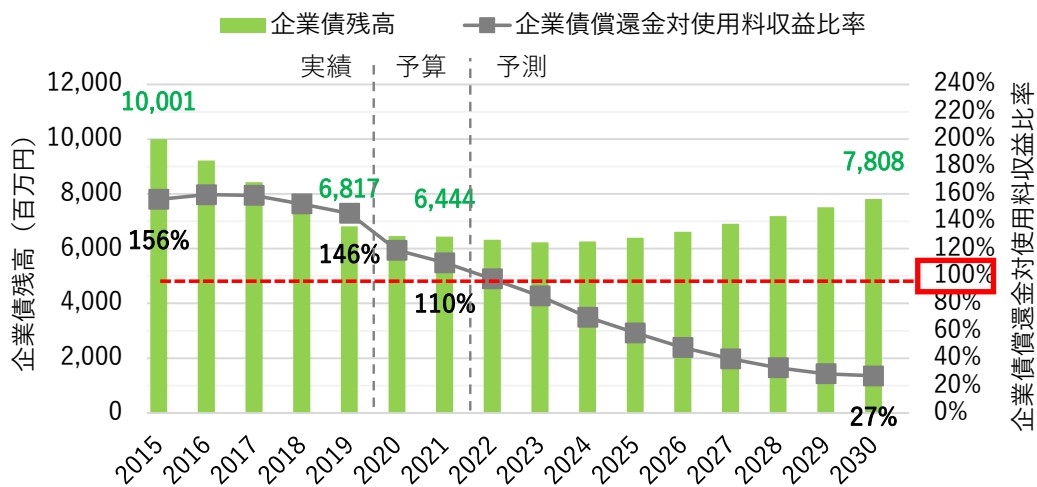


図 企業債残高・企業債償還金対使用料収益比率の推移

※ 企業債償還金対使用料収益比率（きぎょうさいしょうかんきんたいしょうりょうしゅうえきひりつ）
 ……算出式 [企業債償還金対使用料収益比率 (%) = 企業債償還金 ÷ 使用料収入 × 100]

3 使用料単価・汚水処理原価

使用料単価は、有収水量 1m³あたりでどれだけの収益を得ているかを示す指標であり、汚水量原価は、有収水量 1m³あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。

国立市における使用料単価は、113～115 円/m³の間を微増傾向で推移する見通しとなり、汚水処理原価は、92～102 円/m³の間をおおむね横ばい傾向で推移する見通しです。

使用料単価は常に汚水処理原価を上回っており、汚水処理に係る費用を使用料収入でまかなえている良好な状態が維持される見通しです。今回の予測結果より、今後 10 年間に於いて、使用料の値上げは必要無いと考えられます。

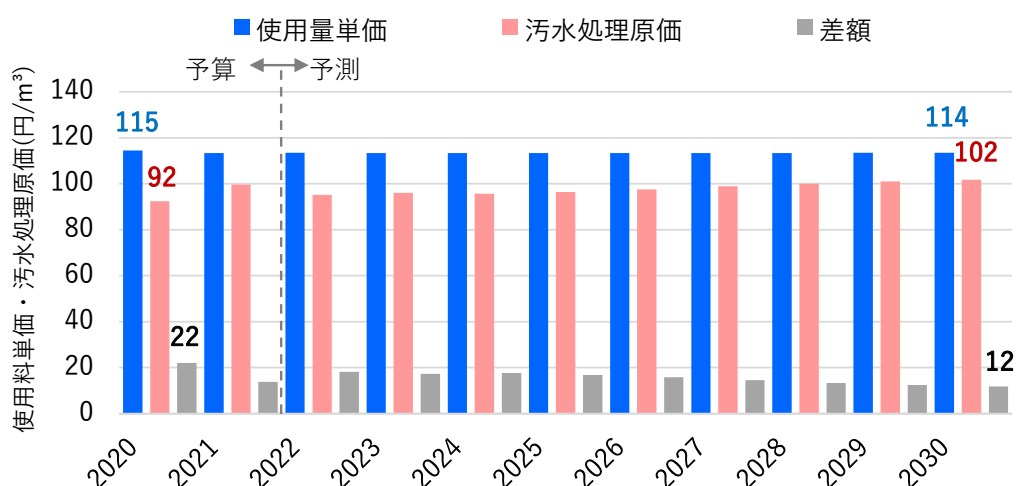


図 使用料単価・汚水処理原価の推移

※ 使用料単価（しよりょうたんか）・・・算出式〔使用料単価（円/m³）＝使用料収入÷有収水量×100〕

※ 汚水処理原価（おすいしよりげんか）・・・算出式〔汚水量原価（円/m³）＝汚水処理費÷有収水量×100〕

VII

下水道事業の課題

1 下水道施設の適正な管理

耐用年数 50 年を超過している管きょ施設が今後も増加していきます。南部中継ポンプ場、東京都北多摩二号水再生センターにおいても供用開始後 30 年以上が経過し、施設・機械・設備等の老朽化に伴い改築更新が必要となります。

2 経営の安定性の確保

本市の下水道事業の財政収支見通しは良好な状態が継続する見通しです。引き続き効率的に事業を進めることで経費の節減に努め、安定した経営状況を維持する必要があります。

3 財源の確保

将来的な人口減少及び有収水量の減少により、緩やかに使用料収入が減少する見通しです。また、事業費に対する補助金の今後の動向が不透明であり、発災時や有事の際に迅速な復旧を行う必要があることから、事業実施に必要な財源の確保を図る必要があります。

VII

財政健全化に向けた取組

1 投資に関する取組

処理場については流域下水道建設負担金等の支出が見込まれています。これを見込んだうえで、市で保有しているポンプ場、管路施設の健全管理に努めます。

また、ポンプ場、管路施設については、既存のストックマネジメント計画を定期的に見直し、常に現況に則した適切な維持管理を行うことで、投資の無駄を削減するとともに、突発的な修繕費の発生防止に努めていきます。

これらの取組を実施することで、下水道関連施設の適切な管理・運営を行い、下水道サービスの安定的な提供を実現することで、公共用水域の水質保全に努めます。

2 財源に関する取組

使用料収入については、厳しい推計を行っています。私費で負担していただく污水处理費（污水处理維持管理費）については、現状の水準を維持し、一般会計からの繰入れ及び使用料改定は行わない方針とします。また、施設建設時に発行した企業債の償還を先延ばしにし、単年度の企業債償還金の削減を図るために借入れを行う資本費平準化債は、今後の財政収支見通しが健全な状態で推移することから、基本的に発行しない方針とします。

IX

計画の事後検証

本計画の事後検証として、毎年度事業の進捗確認を行い、経営状況の的確な把握と情報公開に努めることとします。また、PDCA サイクルを実践し、経営戦略の実施状況の確認・検証を行います。

本計画の有効期間を5年間とし、2025（令和7）年度には経営戦略の見直しを行うこととします。なお、計画の見直しについては、社会情勢の変化に合わせ有効期間に限らず適宜実施することとします。

【市民の皆さんへのお願い】

油を下水に流さないで！！

下水道管に油を流すと、油が下水道管内で固まってしまい、管がつまったり、悪臭の原因となります。

雨水浸透のお願い

市では、雨水浸透ますの設置助成を行っております。この制度を活用して、大切な水の循環にご協力ください。

排水口に落ち葉やゴミを捨てないでください

落ち葉やゴミが流れ込まないように日ごろから排水口のまわりはきれいに掃除しておきましょう。水害がない街づくりに皆様のご協力をお願いいたします。



国立市都市整備部下水道課

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

TEL:042-576-2111(代表)内線 182・183

FAX:042-576-0264